

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

第三部 労働政策

V 社会保障

3 社会福祉の動向-老人ホームの費用徴収基準の改定

厚生大臣の諮問機関である中央社会福祉審議会(会長・山田雄三)は七九年十一月二〇日、「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る費用徴収基準の当面の改善について」の意見書を野呂厚相に提出した。意見書では、「老人ホームを『収容の場』から、老後の『生活の場』へと高めていくことが必要である」とした上で、「老人ホームの入所者の中には、老人ホームに要する費用について応分の負担が可能なだけの所得を有している者が現在でも一部に見受けられる状況にあり、今後、年金制度の成熟等に伴いこのような者が次第に増加していくことが予想され、これらの者が応分の費用を負担することは、自立意識を醸成し、さらには施設を生活施設として発展させていくための方途の一つとして多大な役割を有するものと考え」と提言した。これをうけて厚生省は、老人ホームの費用徴収の基準の改定作業をすすめ、八〇年一月二三日、その改定案を公表、四月実施の意向を明らかにした。その後、厚生省は「四月実施は困難」としていたが、四月二六日付通達により、八〇年八月一日から実施することとした。

この改定によると、(1)入所者本人の前年の収入(臨時的な見舞金等の社会通念上収入と認定することが適当でないものはのぞく)から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した年収が二五万六〇〇〇円をこえた者を徴収対象とする。(2)徴収額は年収二五万六〇〇〇円～一五〇万円までを六八ランクにわけ、最低日額一〇〇円から最高五万八二〇〇円(一五〇万超の場合さらに付加徴収)とする(収入が多いほど負担が大きくなる累進算定方式の採用)。(3)ただ、費用徴収基準月額が三万円をこえる時は、当分の間の暫定措置として、当該徴収基準月額は三万円。(4)養護老人ホームで三人部屋以上の相部屋の入居者には一定の率で徴収額を減額する。

厚生省によると、両ホームは全国で二〇〇〇カ所、定員一五万人、そのうち約八%の一万二〇〇〇人から現在、扶養義務者から所得に応じて費用を徴収(七九年度で約二七億円)しているが、本人はほとんど徴収基準以下で、事実上無料となっている。新基準が実施されても約七〇%は、年収二五万六〇〇〇円以下であるためこの層はひきつづき無料となる。

この改定は、高齢化社会に対応した「高福祉・高負担」政策の第一弾であって、財政再建とからんだ福祉見直し論議のなかで、今後各方面に大きな波紋を投げかけるものとみられている。

【参考資料】(1)『週刊社会保障』、(2)『社会保険旬報』、(3)『健康保険』(健康保険組合連合会)、(4)『社会保障年鑑』(一九八〇年版)

■←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
